

環 管 - 5 1 6

平成 25 年 8 月 12 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(仮称) 秋田向浜ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書に
対する意見について

電気事業法第 46 条の 7 第 1 項に規定する環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に
基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 既設の風力発電設備の撤去について、撤去工事に係る事項を準備書に記載する
とともに、撤去工事の実施に伴う環境影響を予測及び評価すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所及び建設中の風力発電所が存在
することから、それらの風力発電所との複合的な環境影響を考慮し、調査、予測
及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境及びその他の環境

- ① 風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音の調査期間について、年間の状
況を正確に把握する必要があることから、季節ごとに 1 週間程度の調査期間を設
定すること。
- ② 対象事業実施区域周辺の道路においては、風車の影が走行車両に及ぼす影響に
ついて予測及び評価すること。

(2) 動物、植物及び生態系

- ① 対象事業実施区域の上空はマガン等の渡りのコースになっていることから、ガ
ン類等の渡り鳥の飛翔行動についても、十分な調査を行い把握すること。
- ② 海浜植生は波や風による海岸の浸食を抑えるために重要な役割を果たしてい

ることから、これらの自然植生の保全対策に十分配慮して、調査、予測及び評価すること。

- ③ 動物及び植物の調査範囲は、対象事業実施区域から概ね500メートルの範囲まで広げること。

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ① 対象事業実施区域に最も近い住宅等がある地区等についても調査地点に加え、日常的な生活環境からの景観についても予測及び評価すること。
- ② 雄物川河口部や海岸沿いにおける魚釣り、散策等についても人と自然との触れ合いの活動の場として扱い、環境影響評価項目として選定すること。